

STOP！ 熱中症

令和7年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図りましょう —

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)



● 実施期間：令和7年5月1日～9月30日



「熱中症」とは、高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害を総称した疾病で、重篤な場合死に至る可能性の高い、恐ろしい疾病です。

福岡県下の熱中症の発生状況の推移（平成27年～令和6年）

27年	28年	29年	30年	31年 元年	2年	3年	4年	5年	6年 (昨年)
13 (1)	30 (2)	42	64	30 (1)	27 (1)	15	44 (1)	32 (1)	70 (1)

熱中症による休業4日以上死傷者数（人）の推移 ※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数

熱中症を防ぐには、自分の体調管理だけでなく、働く環境の状態を確認する必要があり、暑熱環境に順化することが重要です。労働者自身も深酒や睡眠不足を避け、体調不良の時はためらわずに上司や同僚に報告しましょう。

※ 6月1日より、改正労働安全衛生規則が施行され、

- ・ 熱中症発症の報告体制の確立、関係作業員への周知
- ・ 熱中症悪化防止のための必要な措置及び手順の策定、関係作業員への周知が義務化されます。

※ 暑さ指数（WBGT）は環境省「環境省熱中症予防情報サイト」の中で公表しています。

(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

環境省 熱中症



厚生労働省・福岡労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT）の把握

JIS規格（JIS B 7922）に適合したWBGT測定器で測りましょう。



STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え、作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	休憩！
<input type="checkbox"/>	熱への順化、プレクーリング	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう（新規入職者・休み明け労働者は特に注意が必要です）。アイスラリーを摂取し体の内部を冷却する プレクーリング も有効です。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分・塩分を携行し、 定期的に水分等 を摂取しましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと摂ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業は相方を組ませる等複数人体制をとり、管理者だけではなく、作業員同士でもお互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと摂っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

重要

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・作成した連絡体制、対応手順等に基づき対応
- ・一旦作業を離れ、身体を濡らし送風等により冷却
- ・症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等の徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく、救急隊を要請**

